

市からの お知らせ

- 主催者
 - 日時・期間
 - 対象・定員
 - 場所・会場 講師
 - 費用(記載のないものは無料)
 - 持ち物
 - 申込方法 問い合わせ
 - 保育あり
 - 手話 手話または要約筆記あり(下欄※参照)
- ※市外局番「0422」は省略。

申し込み記入例

あて先は
各記事の申込先へ
住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

お知らせ

マイナポータル経由の転入手続きが市政窓口でも可能になりました

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで転出の手続きが可能です。同サービスを利用して三鷹市に転出した方の手続きは、これまで市役所のみで可能でしたが、12月からは市政窓口でも受け付けます。

物引っ越しした方全員のマイナンバーカード、あれば住民基本台帳カード(外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書)

☎市民課 ☎29-9191

大沢崖の道児童遊園リニューアルオープン

回転ジャングルジムや滑り台の新設、出入り口のバリアフリー化、遊歩道との行き来を可能にするなどのリニューアルを行いました。

☎緑と公園課 ☎29-9789

J:COMチャンネルで放送中！「キラリ☆みたか 再発見！」

三鷹市シルバー人材センターのビデオグループ「ススメ！実年探見隊」の皆さんが製作した「キラリ☆みたか 再発見！」がJ:COMチャンネル武蔵野・三鷹(地デジ11チャンネル)で放送されています。三鷹の魅力を再発見できる地域密着型の番組をぜひご覧ください。

◆放送時間 12月31日(日)までの午後2時15分～2時30分

☎広報メディア課 ☎29-9037

12月は地球温暖化防止月間

市内で排出される温室効果ガスは、家庭と事務所などからの排出が約7割近くを占め、これらの抑制が課題となっています。この冬、身近なところから温室効果ガス削減の取り組みを始めましょう。

- ・暖房の室温は20度にし、頻繁にオンオフしない
- ・白熱電球をLED電球などの省エネ・長寿命の照明に取り換える

- ・風呂は短時間でもふたを閉め、家族が続けて入って追いきや自動保温を少なくする
- ・温水洗浄便座の温度は控えめに。便座のふたを閉めて放熱を防ぐ

☎環境政策課 ☎29-9612

リチウムイオン電池は発火の危険があります

多くの充電式の小型家電に使われているリチウムイオン電池は、過度な力が加わると激しく発熱・発火し、大変危険です。モバイルバッテリーや電子たばこなどは有害ごみに出してください。また、小型充電式電池は電器店などに設置されているリサイクルBOXに入れてください。

☎ごみ対策課 ☎29-9613



あなたの「気付きと電話」で「孤立死」を防ごう

市では、見守り協力団体と協働で、「安心見守りネットワーク事業」に取り組んでいます。地域の一人暮らしの方や高齢者などの様子で気になることがあるときは「安心見守り電話」(下記)にご連絡ください。

◆安心見守り電話(24時間電話受付)

☎29-9270(第2の救急になれ)
※平日の夜間、土・日曜日、祝日の閉庁時は対応に時間がかかる場合があります。※緊急を要する場合(動けないなど)は、警察または救急にご連絡ください。

☎地域福祉課 ☎29-9235

道路の安全・安心にご協力

◆道路で遊ぶのはやめましょう

道路上でボール遊びやスケートボードなどは、車両・歩行者との接触事故のリスクが高く危険です。また、車両通行の妨げや騒音、住民の所有物を損傷させてしまうなどの、近隣トラブルにも発展しかねません。許可されているグラウンド、公園などでマナーを守って楽しみましょう。

◆道路に越境した樹木・私有物の設置は禁止です

樹木、看板、段差解消ブロックなどが道路にはみ出していると、事故や道路排

水の支障などの原因となり、所有者の責任が問われる場合があります。私有地からの越境樹木は、土地所有者に所有権があるため、原則、市では剪定(せんてい)・伐採を行いません。道路を越境しないよう適切な管理をお願いします。

☎道路管理課 ☎29-9705

政治家の寄附は禁止されています

◆贈らない お歳暮を贈ることや、地域のイベントに祝儀を出したり、酒などを差し入れることは禁止されています。

◆求めない 有権者が政治家に寄附を勧誘・要求することは禁止されています。

◆あいさつ状の禁止 政治家が選挙区内の人や団体に年賀状などのあいさつ状を出すことは禁止されています。

☎選挙管理委員会事務局 ☎29-9794

歳末たすけあい運動にご協力を

三鷹市社会福祉協議会と三鷹市募金委員会は、12月31日(日)までの同運動の期間中、町会・自治会などの協力で募金活動を行います。皆さんの温かいご支援をお願いします。

☎同協議会 ☎46-1108

令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されます

相続人はその所有権の取得を知った日から3年以内に不動産の相続登記をすることが必要になります。また、6年4月1日の施行日前に相続の開始があった場合にも適用されます。詳しくは、東京法務局ホームページでご確認ください。

☎同局府中支局 ☎042-335-4753

税金

休日納税相談窓口を開設します

☎12月9・16日の土曜日、10・17日の日曜日午前9時～午後4時30分
☎納税課(市役所2階25番窓口)

※当日は窓口での納付や電話相談も受け付けます。確定申告や課税内容の問い合わせは受け付けていません。

※庁舎南側スロープの地下1階警備室前通用口からお入りください。

◆相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

◆12月は「滞納STOP強化月間」です

市では休日相談窓口の開設、職員による臨戸訪問など、多様な納税対策に取り組めます。

☎同課 ☎29-9210

令和6年1月4日(木)は固定資産税・都市計画税(第3期)の納期限です

市税を未納のままにすると、法令に基づき延滞金が増算されます。納期内納付が困難な場合は納税課(市役所2階25番

窓口)へご相談ください。納付は口座振替のほか、コンビニエンスストアやペイジー対応のATM、クレジットカード、スマートフォンアプリからも可能です。※キャッシュカードによる口座振替受付サービスを実施しています。

☎同課 ☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)

固定資産税・都市計画税の減免

①国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた、②震災、風水害、火災などにより被害を受けた、③相続税のため物納した固定資産、④公共事業などで、国、地方公共団体または土地開発公社が売買で取得した固定資産(所有権移転登記および引き渡し完了)は、同税の減免が認められる場合があります(申請後に納期限が来るものが対象)。

☎令和6年1月4日(木)までに申請書と必要書類を資産税課(市役所2階28番窓口)へ
☎同課 ☎29-9197

償却資産の申告はお早めに

☎市内に事業用資産(会社、工場、商店などで使用する構築物・機械・備品など)を有する方

※賃貸物件を借りて事業をしている方が、自身の費用で施工した内装・造作・建築設備なども申告が必要です。

☎令和6年1月31日(水)までに資産税課(市役所2階28番窓口)へ
☎同課 ☎29-9197

※eTAX(エルタックス)で電子申告もできます。詳しくは同ホームページHP <https://www.eltax.lta.go.jp/>または同ヘルプデスク ☎0570-081459へ。

子育て・教育

ひとり親家庭等医療証(マル親)を送付します

令和6年1月1日(月・祝)から使用するひとり親家庭等医療証(藤色)を、12月中旬に郵送します。現在使用中の医療証(桃色)は、12月31日(日)まで使用できます。有効期限切れの医療証は、自身で破棄するか、子育て支援課(市役所4階43番窓口)へ返却してください。

☎離婚や死別などの理由でひとり親になった方や、配偶者に重度の障がいがある方で、18歳に達した日の属する年度末までのお子さんを養育している方とその児童。ただし、お子さんにおおむね身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の障がいがあるときは20歳未満まで

※所得制限超過により1月1日から対象外になる方には、12月中旬に消滅通知を郵送します。

※過去に対象外になった方で、再度対象になった場合は申請が必要です。

☎保険証、戸籍謄本(児童扶養手当の受

おめでとうございます！

受章・表彰された市民・団体の皆さん

☎市長室 ☎0422-45-1151(内線2011)

◆令和5年秋の叙勲・褒章及び危険業務従事者叙勲

- ◇瑞宝中綬章 巽高英さん(警察功労)
- ◇瑞宝小綬章 内田光俊さん(総務省行政事務功労)、益原和則さん(警察功労)
- ◇瑞宝双光章 田村求さん(警察功労)、越谷成一さん(消防功労)
- ◇瑞宝単光章 風間隆夫さん(矯正業務功労)、小泉博さん(消防功労)
- ◇藍綬褒章 小林トシさん(選挙関係事務功績)

◆秋季善行表彰 NPO法人 伝統文化と和みの広場

◆令和5年度東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長賞

- ◇表彰状 下村善三郎さん
- ◇感謝状 つつじヶ丘団地自治会

※手話の表示がない事業でも市の主催事業では、希望により手話通訳者または要約筆記者を派遣します(開催日の1週間前までに事業の担当課へ要申込)。